

福祉環境委員会記録

令和元年7月31日(水)
12時56分～14時53分
第3委員会室

(委員) 柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

(議長・委員外議員)

(事務局) 新開書記

議題

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

2 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 12 時 56 分)

柳楽委員長

ただいまから福祉環境委員会を開会します。今日は8月5日の政策討論会に使うパワーポイントの確認を皆さんにさせていただきたいと思います。新開さんに最初作っていただいたものは、政策提言案のそれぞれの項目をそのまま移動、貼り付けてもらいました。それよりも少し削ったもので作成したのが、今皆さんの手元に印刷物としてお配りしたものになります。

私がちょっと悩んでいるのは5番の提言事項のところですが、そこまで発表するのかどうかで私自身は迷っております。というのは、せっかく討論をする場ですので、ここまで細かいところを出してしまうと皆さんのご意見を伺えないことも考えられるのかなとも思っているのですが、その辺りについても皆さんからご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

柳楽委員長

まず配ってもらったパワーポイントについて、お気づきの点がありましたらご意見をいただきたいと思います。

澁谷委員

私は全部このまま、削らずに載せた方が良いと思っています。詳しくないと恐らく意見は出ないのではないかと考えていて、逆に意見をもらっても提言書にプラスするのに付け加えないといけないわけですね、そうしたら根本的に変わってきたりするので、ある程度を見せて、提言書として出すのだけれども他の意見をもらってそれを元に直す方が良いと思います。予算決算委員会等があると委員会を開くわけにいかないと思っているので、これをコピーして、あとはこの資料も全部付け加えて出した方が良いのではと私は思います。

柳楽委員長

澁谷委員からは、元々政策提言案に書かれている文章をそのままパワーポイントで出した方が良いのではないかという意見がありましたが、皆さんいかがですか。

すみません、今お配りした分にはグラフ等の資料がついておりません。そういったものは入れたいと思っております。

その他にご意見ございませんか。もうちょっとゆっくり見られ

	<p>る時間が必要ですか。</p>
新開書記	<p>グラフを入れて、先ほど澁谷委員からありましたように、このグラフと表があった次に提言事項も全部あるのですが、この提言事項をもう少し載せた方が良いというご指摘でした。</p>
澁谷委員	<p>だけど提言事項は今、簡潔にまとめてあるけど、この提言事項少し平凡だろう。タッチパネルとか具体的な物は何も出てないし。</p>
柳楽委員長	<p>一応、パワーポイントにはこれで出すのですが、文言としてはその辺りは入れようかと思っていたのです。ただ、目を見た方が皆さんも理解しやすいということであれば、全部載せた方が良いのかもしれないし。ただ、パワーポイント的にあまりずらずら字が出るのはどうかと思ったので、1番目の始め、2のところも少し省略をしています。</p>
澁谷委員	<p>最初は良いと思うけど、提言内容は今まで皆が検討した部分のベストの部分の載せるべきではないかな。</p>
柳楽委員長	<p>今澁谷委員が言われたように、より具体的に分かりやすいところを考えれば、上の文章が付いている方が。聞いただけだと皆抜けていく可能性はあると思いますので。</p>
澁谷委員	<p>この書いているのを簡略化して説明することはいくらでもできるのだと思うのですが、時間配分で説明するのは良いけど、せっかく皆で話し合っただけの決めたことを載せないともったいないような気がするけどな。</p>
田畑委員	<p>書くだけ書いておいて、説明する時は省いて説明しても良いが。委員会メンバーの人らには字は見えないうにするだけ。</p>
布施委員	<p>私は先ほど澁谷委員が言われた、提言内容は詳しく載せた方が。私らはある程度委員会で分かる言葉がありますが、議員が皆専門的なものが分かることもないでしょうし、タッチパネルにしてもどういうタッチパネルがあるか自体も分からない人が結構あると思います。どういうタッチパネルがあるのですかと言われた時には説明ができるし、討論と質疑は全然変わってくると思いますが、質疑される方の討論としての質疑ができるかどうか、また問題になると思いますが、詳しく載せた方が討論できやすいかと私は思います。全部あからさまに出すのはいけないように見えていますが、そうではないと思います。載せておいて、簡略できると</p>

ころは……1行から5行まで全部読んでいくと時間配分ができないと思いますので、その分は田畑委員が言われたように簡略化できる部分は発表のところでやっていくという感じで。

柳楽委員長

分かりました。全部を載せた方が良いというご意見の方が多いのかなと思いますので、そのようにするという事です。

それでは提言事項のところは全文載せるということで、その中で発表の時には多少省かせていただこうと思います。

新開書記

グラフ等資料の場所はここで良いですか。現状と課題の中のところであって。

(「良いよ」という声あり)

柳楽委員長

例えばタッチパネル式のものを写真で出した方が良いのか、やっている風景か、タッチパネル式のコンピュータというのはこういうものだというような写真も入れた方が良いのか。

上野副委員長

良い写真があれば。

布施委員

下にあるでしょう。多分やっているところを写真に撮ったものがあるはず。

新開書記

無料アプリの写真をそのままデータにして、イメージで載せたりできます。

柳楽委員長

こういった無料アプリも活用できるということで。

布施委員

いろんなタイプがあるからね。それを言った方がより詳しい。

田畑委員

ある程度詳しくしておかないと、質疑の時に質問することが分からないようなことになるとな。

柳楽委員長

タッチパネル式タブレットのあれと無料アプリは写真を入れて、(1)の分を発表した後に、こういったものがありますとしてご紹介するような形で。

その他に何か。文字がずれていたりといったことが所々あるのですが、それは訂正します。

澁谷委員

あと最後のところに、今から検討してもらおう条例案を添付資料として載せておいて欲しい。というのは8月の法令審査会に提出して、9月議会に条例提案をしようと思うと議会運営委員会に上がってくるのですが、その時に全く他の議員が、そういう常任委員会で検討したことがないというのがパッと出てくるともめると思うので、常任委員会ではかなり検討したということだけは認知

させたいなど。

柳楽委員長 資料を付けておくということではなかったですか。

澁谷委員 添付して欲しい。

新開書記 多分タブレットに政策討論会用のフォルダが出来て、そこに各議員が見えるのではないかなと。

澁谷委員 その時に1人一言だけ付け加えるとかね。9月議会にまた議会運営委員会で何だかんだいって、経緯も分からないままにいろいろ質問が来るだろうなと思っているのです。どこかにそれが他の議員も分かるような感じにしてもらったら良いのですが。

田畑委員 ランキングとタッチパネルをこの中にはめ込んで、条例を付けて政策提言に取り組んで事務局から全員のタブレットに飛ばしてもらいながら。

柳楽委員長 結局当日はこのタブレットだけに……。

新開書記 傍聴の方が多分おられる可能性があるので、おそらく作ると思いますが、使っている人が映すとか、どういう形になるかはまだ。

柳楽委員長 はい。全般のところでは西村委員に、ここに至った経緯のところをお話しいただくので、その中で多分ここに出ているような内容も入ってくると思うので、その辺は私が臨機応変にできるかどうかはわかりませんが、あまり重ならないような形で。

西村委員 まあ4だろうね、4の先進自治体の取組み。

柳楽委員長 ということろが中心ということですね。はい、分かりました。その場で対応できるようにしたいと思います。

田畑委員 その他には。

柳楽委員長 これは全部組み立て変えるのだろう。

新開書記 今のところの、提言事項のところ。

柳楽委員長 2ページ目のはじめにとかは省略というか。

新開書記 戻しましょうかね。

田畑委員 全文にしますか。全文というか大元に。

柳楽委員長 浜田市の現状と課題があつてこのグラフを出して、全国のランキングを出して、自治体の取組みを出して、その時にタッチパネルの写真みたいなものをはめ込んで、提言事項ということになる。

柳楽委員長 これはこの前文のところがないので。

村武委員 このはじめにというのは、紙媒体でいただいている分が見やす

いし良いのではないかと。

柳楽委員長 特に言葉が抜けてて問題、ということはなかったですかね。できるだけあまり離れないようにはしたつもりですけど。

村武委員 何か付け加えることがあれば口頭で言ったりすれば良いのではないですか。

柳楽委員長 ということで、はじめにの部分はよろしいですか。
(「はい」という声あり)

澁谷委員 結果的に正副委員長に良いように対応してもらえないと思います。力を入れなくても、飛んできた資料を読み上げれば良いわけで。これ台本みたいなものですよ。

柳楽委員長 それでは他のところも特に良いですか。

村武委員 紙媒体とこれを併せてやるということですか。

柳楽委員長 そうですね、はい。

田畑委員 条例を付けるのだよ。

上野副委員長 僕らパワーポイントを作る時には、できるだけ絵等を入れていたのですが。例えば今のタッチパネルの絵等入れられると良いのですが。調査のところだったら、真剣にこうやっているところを1つ写真があるとか。

澁谷委員 委員会もそうだし、この間、阿部先生や佐藤先生の勉強会や意見交換会をした写真があるだろう。

芦谷委員 視察等の写真もあれば。

柳楽委員長 タッチパネルが映ったものがあれば。

村武委員 こういうのを少し入れたら良いかもしれない。
(「良いな」という声あり)

柳楽委員長 それを……。

新開書記 では写真にして。モデルはどちらで。

柳楽委員長 どちらでも。タッチパネル内に中身が映っているものが良いと思います。それと勉強会の写真を。それは調査内容のところやった方が良いですか。

田畑委員 調査内容で。

新開書記 澁谷委員、この間の阿部先生の写真、撮っておられると思いますが、何枚か提供していただけますか。

澁谷委員 いくらでも提供してあげるから。帰りにすぐ送ってあげる。

柳楽委員長
澁谷委員
田畑委員
柳楽委員長
澁谷委員
布施委員
新開書記
村武委員
布施委員
新開書記
村武委員
田畑委員
新開書記
澁谷委員
新開書記
村武委員
新開書記

その他には特にありませんか。

あとやり方が見えてないのもあって、席が並んでいると思いますが、普通プレゼンテーション等する時には一応最初に「これから始めます、起立、礼」で着席してとか、何かありそうな感じがしないでもない。

会場設営はどのようになるの。

全協のタイプで、委員会ごとの並びに。

起立、礼くらいした方が良いのではないかとか。

パワーポイントの方向はどちらになったの。まだ決まってないでしょう。

パワーポイントにしなかったら案外、傍聴も紙の形になるかもしれないし。案外データで議員さんたちだけでということでパワーポイントまでいかない可能性もあります。

パワーポイントのスクリーンを設置しようと思ったら、この前みたいに、見えにくい人が絶対出てくるではないですか。だから、傍聴者には紙媒体を配ったら持って帰れるわけだし。

運営は私らが言うものではないよ、こちらがきちんとするのだから。見えないなら見える位置に行けば良いのだから。

どうなっているかももう一度確認してみます。

私たち着席している人はタブレットがあるから動く必要はないということですよ。

どのみちパワーポイントを作ろうと思ったら、永見議員、西川議員、沖田議員くらいは空けてもらわないとだな。

パワーポイントでなくてもページずつに説明をするので、最初に関くまでのところを発信したら、あとは「次のページをお開きください」とアナウンスするので十分だと思いますけども。

(「はい」という声あり)

議長が司会するわけだから、どういうスタートの仕方かは確認しておいて。

はい、分かりました。

このパワーポイントの資料にページを入れておいた方が良くかも。

そうですね、はい。

澁谷委員 副議長は、最初は副議長の席にいるけど、うちの担当の時はこちらに来てもらう。

村武委員 順番は。

(「総務、福祉、産業」という声あり)

西村委員 プレゼンの順番が決まっているなら、終わるか終わらないか分からない。

澁谷委員 意見が出るかどうか分からない。

布施委員 中山間地域振興特別委員会がね、公共交通の部分だから中山間の交通部分ではなくて、浜田市全体の交通をどうするかということで提言に挙げているから、中山間地域振興特別委員会で同じような問題を持っているものはてを挙げられて質疑できる。やろうと思えば。

澁谷委員 逆にその方が良かろう。ある程度意見が出ないと、質疑ではなく討論しなさいと野次が飛ぶ。

新開書記 政策討論会幹事会を7月1日に開いておられますよね、その時に運営内容についてデータがあったので、今飛ばしました。配布物は、資料はタブレットを活用するということで、傍聴者には多分紙になると思います。だからスクリーンには映さない。

村武委員 では私の役はなくて良いということですね。

柳楽委員長 そうですね。うちではそういう確認をしたけど、もしかしたら他の委員会で、やっぱりスクリーンに映した方が良いのではという方向になったら。

新開書記 例えば今、発信というボタンが出ていますが、これはタブレットを持っておられる方だったら、今このページですよと発信したら全部に行くようにできるのです。だから発信の役割をやると。今は事務局が本会議場で発信していますが、誰でもできます。

村武委員 私がこれを最初にやれば良いと。

新開書記 そうです。例えば条例案のデータが別であれば、それを発信する。

村武委員 条例はどれを資料として出すのでしたか。

新開書記 前回のという話があったのですが、せっかく今日やるので、最新の状態にすると思います。

柳楽委員長

それでは政策討論会の進め方については、以上で終わります。

(「はい」という声あり)

続いて条例案の確認をしたいと思います。

新開書記

今日午後最終になるのかと思って、紙をお配りします。

澁谷委員

今後は他の委員会の来年、再来年に向けては条例も検討するのも1つの手ですという方針を示すために、入れているわけです。

新開書記

条例案をお配りしていますが、前回執行部から意見をいただいて、執行部からの指摘を受けての修正案部分を赤字で示しています。気づいた点で、前文を一生懸命作っていますが、その後、目的第1条も前文と同じようなことが書いてあるので、法令審査会では、あえてこの前文3行を入れるのか、目的の中にあるので1条にもう少し付け加える等した方が、と言われるのではないかと。思って。最初の茶色い部分はここの前文をもっと神戸市のようにしっかりとうたうか、もしくは第1条をもう少し膨らませて一緒にしてしまった方が良いのではということで、茶色くしています。

青色の認知症の人のアンダーバーですが、先日執行部から、認知症の定義について、いわゆる介護保険法でうたわれた認知症と、(2)の認知症、認知症もどきというか、かもしれないみたいな人まで入れているというのを、浜田市はそこまでされますかという投げかけがあって、その辺は委員会で整理する必要があると思いますので、認知症の人がどこの部分に関わっているかというところで、条文の認知症の人と書かれた部分について全部アンダーバーがしてあります。

認知症の人の役割について、執行部側から、そこまで入れられますかというコメントがあったのですが、その辺はもうちょっとやさしい言い方で変えられるか、といったことが課題です。

澁谷委員

前文は皆で考えたのだからな。法令審査会から実際に指摘があったら対応するまでで、置いておいても良いと思うけど。いっぱいチェックが入って戻ってくるのではないかと。

認知症の人の定義は難しいところで。

柳楽委員長

「周囲の人が当該変化を感じられる人を言う」とあるけど、物忘れと、認知症の影響による認知機能の低下とは、なかなか普通の人は見分けが難しいような。ちょっと物忘れがひどくなったら

もう認知症と言われがちだと思います。

澁谷委員 医学的に何かをもって認知症というのは、本当に専門的な診断を受けないと確定しないだろう。

布施委員 9段階あったと思う。

柳楽委員長 もともとの「認知症の人に」というところ、「人」が入っているからややこしいという可能性はあるかもしれないですね。「認知症にやさしい」だったら、定義のところ「認知症の人」を必ずしも入れなくても……定義が難しいですね。

澁谷委員 でも他の先進自治体は皆こうなっています。

柳楽委員長 大府市は「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」となっていて。定義のところではやはり「認知症の人」ではなく「認知症について」の定義が書いてあります。

新開書記 認知症の人という言い方よりも、認知症の捉え方をどうするか。だから、2条1号の認知症だけなら介護保険法に基づいた人ということで、いわゆる誰が見ても認知症の人ということで、あえて今の浜田市は認知症かもしれない人まで入っています。

澁谷委員 執行部は2条2号を外せと。

新開書記 それは議会が提案するのであって、どういう視点でこの条例を作られるかなので。

西村委員 それは、執行部はしきりに言っていた。それはこちらの姿勢で決まることなんだ。

新開書記 だから理念としてどういう捉え方でされるのですかと質問されて、それはこちらで提案するので、執行部からこうしてくださいということではなかったです。

西村委員 だから認知症の診断を受けた人だけを指すのであれば、認知症の人というのは要らないのだよ多分。だけどそうではない、診断を受けてはいないけどそれに該当する人も含めようとするからこのようになる。

澁谷委員 含めないといけないだろう。

西村委員 含めないといけない。だって予防を強化しようというのが僕らの最大のポイントだから、それが抜けてはいけない。

柳楽委員長 ここで「認知症の人」というのを入れておかないと、そういった認知症の疑いがあるような人たちへの支援は盛り込めないの

ですかね。

澁谷委員 入れられないだろう。委員会からの継続的な流れが、提案との整合性が崩れる。

西村委員 おもしろい。多分そういう議論が深める。

柳楽委員長 大府市の条例を見ると、認知症の人は入れてなくて、定義にも認知症の人は入ってないのです。ただ、その前段部分で、「認知症の予防や認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策を積極的に推進してきました。」

田畑委員 大府市の場合は、認知症の人が鉄道事故に遭ったから急遽、急遽かどうか分からないけど作ったようなもので、2号の「認知症の人」は含まれない。

柳楽委員長 大府市の条例は1条の少し前に、「認知症を予防できるまちへ、そして認知症になっても安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して、この条例を制定します」ということで。認知症の人は掲げていないけれど、やっぱり予防ができるまちということは入れておられるのですよね。

新開書記 大府市は、認知症という定義しかしてないので、認知症の人と言ったらその認知症の人なのです。浜田市の認知症の人というのは、認知症と認知症かもしれない人が両方入っているので、広い意味で認知症の人と言ったらそちらにかかってくるので、本当に認知症の人と、認知症の人、という2つの定義があるので、大府の認知症の人はそういう疾患、状態の人。

村武委員 認知症の定義に対して、こういう状態があるという人。

新開書記 認知症という診断について定義していて、認知症の人というのもその定義の人と言う意味になる。

柳楽委員長 設楽町は・・・。

柳楽委員長 設楽町は予防もあるし認知症に対する理解をしていただいて、より住みやすいまちづくりをしていくところが主な内容ですよ
ね。

村武委員 第2条の(2)のところですよ今。

柳楽委員長 そうです。

田畑委員 どちらでやるかは、法令審査の方でやればいい。

新開書記 それはこちらの考え方がはっきりしてないと、法令審査で、認

知症をどこまで捉えていますかというのはうちの委員会ですっきりしてないと。

澁谷委員

認知症の定義を言ってはいけないのか。

新開書記

そこまで広義にした場合に、その後の例えば支援等や……。

澁谷委員

支援は理念というか理想だから。

新開書記

認知症の人という言葉がこれだけあるので、そこまでの人に全部かかって役割等もかかってきますよという意味で、アンダーバーを「認知症の人」に付けています。別にそれが駄目だということではなくて、そこまで捉えてみましょうというなら。

澁谷委員

捉えていますと言えば良いのでは。

村武委員

例えば第7号で、「認知症の人の変化に気づき、認知症の人が安心して暮らすことができるように当該機関が連携し」というところがあるのではないですか。結局、疾患として認知症として認められた人だけではなく、広い意味の人もこういうことをしないといけないというように。

新開書記

そうそう、そういうふうに意味が広がっていくという。

村武委員

私は認知症という疾患の定義を入れておけば、それで良いのではと思うのですが。予防というのは今ここに書いてある人たちだけではなくて、今元気だと思う人も予防はしていけないといわけますよね。

西村委員

診断されていようがされていまいが、認知症だという客観性を求めているわけでしょう。そういうことなのだから。あなたが言うのは、診断が下された人が対象だという捉え方なのだ。

村武委員

認知症に対してはですね。

西村委員

それだとやはりこれは違うのだ。村武さんの言葉の捉え方とは。それが良いとか悪いではなくて。そこが違くと根本から崩れるので。

芦谷委員

1号の「認知症」というのは、診断というのに入っているかな。これは入ってなからう。

田畑委員

結局、認知症と診断された人も含めて、予防も含めて指すような言葉にしないと。

柳楽委員長

私も村武さんに近い思いがあつて。定義の中に認知症という定義があります、そして市民という定義があります。あえて認知症

の人ということを加えなくても、市民全体が日常から取り組むべきことを挙げていくような気がしているので、あえてそこを限定して出す必要があるのかなというのは、すみませんがこれまでも悶々としてきました。

芦谷委員

1号の「介護保険法の認知症とは」という部分をよく見ないといけないと思う。

西村委員

だからどういうこと。その介護保険法で規定する症状というか、項目に該当する人だけを指すわけ。

柳楽委員長

一応この定義は、認知症に対してはこういう定義、認知症の定義とはこれですよということではないですか。その後に市民や事業者といったいろんな人たちが出てきますよね。この予防や認知症にやさしいまちづくりをしていくのは市民全体なので、あえてそこに認知症の人という限定をする必要があるのかなというのが、これまで悶々としていたところです。

西村委員

だから例えば目的のところで言うとどうなるの。表現としてこの条例は。

柳楽委員長

認知症に、という形にしても良いのかなと思って。

西村委員

でも認知症というのは一般的に症状を言う。症状にやさしいというのはおかしい。

柳楽委員長

ただ、大府市はそういう書き方なのですよ。

西村委員

僕は、症状に対してやさしいなどという話はありません、やはり人だ。

新開書記

仮に2号を入れられても良いと思いますが、2号を取っても「認知症」とあるで、これに対する認知症の人だから、それは診断を受けたそういう認知症の人で、今のままだとより広い認知症の人をどうされますか、という話。人という言い方をしても別に。

西村委員

表現としては認知症にやさしい、というのはあり得ないと思うけど。他のまちではそういう表現を使った条例があるのかもしれないけど。

村武委員

大府市は認知症に対する不安のないまちづくり推進条例。認知症に対する不安のないまちづくり推進条例という名前になっています。だから私たちのやさしいまちづくり条例とは少し違うと思います。何かに対するという、それが認知症ということで大府

芦谷委員

市はそれで良いのかなと思いますが。

介護保険法の5条の2を見れば、認知症とは脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要員に基づく脳の異質的な変化があつて、要するに日常生活に支障があるとなつています。その他の認知機能が低下した状態を言うのです。あえて客観的には診断してもらうのだけど、僕が思ったのは、これを1行そのままにして、2号は認知症の人、スペースを入れて、前後で言う認知症の人及び認知症予備軍の人も含むものとする。

西村委員

だから予備軍などというのは……。違う言い方がこれだろう。

澁谷委員

ここがおかしいならこう変えると言わないと、何となくおかしい、では前に進まない。ここはこう変えてくださいと言わなければ、何時間経っても何となくおかしいのまま。きちんとこれはこう変えましょうと言わないと。

西村委員

認知症の人の定義、定義はない方が良い。診断があろうがなかろうが、この症状を持っている人が認知症なのだ。

澁谷委員

定義は全部書いてある。

西村委員

認知症は規定があるから。あえて認知症の人は。

澁谷委員

2号を外すの。

西村委員

そう。

澁谷委員

2号外してその後に、認知症の人を使ってもおかしくないの。

(「はい」という声あり)

西村委員

ただ、文章としては「認知症の人」を使うのだ。

澁谷委員

最初はアルツハイマー病、その他の疾患というのをに入れていたけど、それは浜田市の条例の場合は介護保険法にそういう言葉を使わずに外している。

布施委員

これを入れた方が分かりやすい。

澁谷委員

僕も分かりやすいと思ったけど、浜田市は違う。

新開書記

それを入れる時は、介護保険法云々という言葉を外すのですよ。浜田市の場合は介護保険法第5条の2第1項による、さらにその詳しい説明をされていたので、「介護保険法第5条の2第1項」が分かりにくいと思うのならその条項を外して、具体的な状態をうたえばよいらしいです。

柳楽委員長

誰が見ても分かるような表現が良いです。

新開書記 介護保険法第5条の2第1項という言葉を取って、具体的な言い回しに変える方が良いと。法条項もあり症状もうたっていたので、浜田市の場合は法条項を出すならそちらだけをうたうのがスタンダードということで、分かりやすい方を削った形になったのですが。法条項を取って分かりやすくする。

西村委員 それはそれでも良いし。

(以下、自由討議)

柳楽委員長 すみません、整理すると、第2条の1号の部分は設楽町の文章に変えて、「認知症の人」は外すということ。

布施委員 前文はこのままでしょう。

新開書記 前文と目的はどうしますか。

柳楽委員長 一応このままにしておいて、法令から何か言われればその時に考えるという話でしたよね。

新開書記 分かりました。

澁谷委員 前文は皆の知恵でできているから簡単に落としたいくないがな。

新開書記 その皆の知恵を1条に落としてはどうかということです。他のところは丸1ページくらい、いろいろな取組や背景の記述があるので、前文がもっともっと深いのです。

柳楽委員長 1時間以上経過しましたので、ここで休憩します。再開を20分とします。

[14時 10分 休憩]

[14時 20分 再開]

柳楽委員長 委員会を再開します。休憩前に引き続いて条例について、皆様のご意見をお願いします。「認知症の人」は削って。

新開書記 具体的な言い方に変える言うことですね。

柳楽委員長 ということでお願いします。3条のところは。

新開書記 3条は後半に主語が2つあって、1つ削ったのですがそうすると後半がおかしかったなので、そこを削りました。

西村委員 2行目は削らないの。

新開書記 これを活用するなら、推進するものとする、くらいにしないとということですね。

西村委員 だから私が言ったのは、これは1つの考え方よ、第3条でしょ

う、最初の「まちづくりは」まで取る。「市民、事業者、関係機関は次に掲げる基本理念に基づき、認知症の人が暮らしやすいやさしいまちづくりを推進するものとする」というのが私の案だったのだけど、もし仮にもう1つ、この文章を基本的に活かそうとするなら第3条、「認知症の人にやさしいまちづくりは、市、市民、事業者、関係機関が、次に掲げる基本理念に基づき」……。

澁谷委員

第1案にしようよ。

新開書記

澁谷原案は「市、市民、事業者、関係機関は」が主語だったのです。

澁谷委員

誰が変えたの。

新開書記

私です。それはなぜかというと、浜田市の条文は基本理念の主語は主目的を主語とする形式になっているので、認知症の人にやさしいまちづくりは、は削って、次に挙げる基本理念に基づき推進するものとする、ここがいらないのでよ。

西村委員

認知症の人にやさしいまちづくりは、これ次に掲げる基本理念に基づき、を先に持っていった方が良いかもしれない。認知症の人にやさしいまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき、市、市民、事業者、関係機関が推進するものとする。

澁谷委員

それだと新開案も保てるし、委員会の名誉も保てるし。

新開書記

認知症の人にやさしいまちづくりは、次に挙げる基本理念に基づき、市、市民、事業者、関係機関が推進するものとする。

(「はい」という声あり)

西村委員

要は地域包括支援センターを拠点とするという部分をなくすわけでしょう。

新開書記

そうですね。

西村委員

そこまで限定する必要がないということでしょう。

澁谷委員

地域包括支援センターは浜田市の場合は1個しかないから、名前を出して欲しくないわけよ、だから消せということになるのではないの。まあそれは配慮するよね。

柳楽委員長

赤線のところは削除することに了承ということでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

問題は9条です。

西村委員　　よく分からない。予防活動と、活動と、施策というのがある。私の頭の中では同じなのだけど。認知症予防のための施策を積極的に展開する、で良いのでは。予防のための施策、予防活動のための施策、よく分からない。

柳楽委員長　　では「活動」を取って、「行う」も省く。10条については特になかったですね。

新開書記　　10条は特に意見がなかったのですが、10条第4項、認知症と診断された人による事故について、本人やその家族に対し必要な支援を行うものとする、とありますが、これはどこまでの支援を指すのでしょうか。

澁谷委員　　これはどこかに載っていた。

柳楽委員長　　市は認知症により行方不明となり事故に遭った人、またはその家族に対して必要な支援を行う物とする。

澁谷委員　　これを残すか入れるかということ。入れていても行政に何か責任が発生するとは思えないけどね。

柳楽委員長　　でも何等かの事故があった時には何かをしないとイケないということにはなと思う。

布施委員　　多くの場合は本人が事故に遭って本人の身体に何かあった場合に家族に支援するのだけど、この文だと認知症の人が対人・対物で重大な事故につながった場合と捉えられやすいよね。

（ 以下、自由討議 ）

　　認知症になった人は罪がないということ。その家族が大変だからそれを支援していこうということ。

澁谷委員　　特に神戸市はすごいです。一步進んでいる。

柳楽委員長　　執行部が気にしておられるのは、列車事故みたいなことがあった時にその補償を市が持ったりすることが含まれるのかということだと。

新開書記　　予算が。

澁谷委員　　支援といっても相談支援かもしれないし。

新開書記　　金銭的かもしれないし、というのが作る私たちが「こういうつもりで載せています」というようにしていかないと。

澁谷委員　　それではいけないといって作り込んでいったのが神戸なのだ。だから条例をどんどん変えていくのです。そうすると本当の意味

で誰でも支え合う、助け合う、認知症の方も協力していこうという哲学になる。

布施委員

今から起こり得るようなことがあるということだな。なった時に大変だからということでしょう。

(以下、自由討議)

新開書記

では「相談」ということで。例えば法令審査会なのでここまでの、ということが聞かれるかどうか分かりませんが、案外言い回しが少し変わってくるかもしれないし、ということですね。

芦谷委員

この「本人」というのは認知症の人だな。

新開書記

そうですね。

西村委員

前段でうたっているから「本人」にしているのだろうと思う。「認知症と診断された人」という規程があるから、次は「本人」。これが認知症の人なのだ。

芦谷委員

それならその前の「と診断され」というのは、曖昧なのは。

(以下、自由討議)

柳楽委員長

それでは今のところ、「必要な支援」というのは「相談支援」という認識でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

柳楽委員長

認知症の人がそういう事故を起こしたり何かした場合のために、保険をするところも確かありました。相談を入れますか。皆さんはどうですか、支援の部分に「相談支援」と入れても良いですか。

(「はい」という声あり)

新開書記

前文はそのままで。もし目的に一緒にと言われたら。

澁谷委員

目的の方こそ逆に簡略化したらどう。

田畑委員

ええよ。目的は第1条だから。それはそのままで。

西村委員

先ほど表現が違うところがあった。10条の3項、市民、事業者、民生委員になっている。これは関係機関。

新開書記

それ言われていましたね。

柳楽委員長

そうですね。関係機関にしましょうか。あまり限定しすぎるとまた負担になるから。

(「はい」という声あり)

芦谷委員

いまの分で言えば2条にも関係機関というのがあるでしょう。

2条の5項、この関係機関というのが、法律、生活関連等がピンと来なくて。

新開書記

これ入れましようと言われませんでしたか。

芦谷委員

私が言ったのかな。

新開書記

最初入っていなかったような。

芦谷委員

まあ、パッと見た場合ね。事業者と言えば普通は企業だよ。関係機関と言う場合はもっぱら行政とかになるのだろうか。公的な。

澁谷委員

公的というか、公的サービスを行うけど医療と介護は私的なものもあるからね。

芦谷委員

関係機関の位置づけ、意味合いはどうかかなとずっと考えていたのだけど分からなかったから。

澁谷委員

芦谷さんは分かるのではないの。40年間行政マンだったのだから。

芦谷委員

それと思ったのは、介護と福祉というのは大きく言えば同義語だから。医療と保健も近いものだったりするから、何か整理した方がよいなと思ったのです。

(「いや全然違うだろう」という複数の声あり)

例えば交通機関。入っているだろう。

(「生活関連法案」という声あり)

西村委員

だからケースバイケースになっているところも実際にある。

布施委員

それを含めての関連機関だから、良いのでは。

芦谷委員

だからこれが少しあり過ぎだと思ったのです。医療、介護、福祉、保健、教育。教育は良いのだが、保険も福祉も介護も医療もほぼ同じに書いてあるのです。そういう意味なのです。

新開書記

御坊市がもともと教育、法律、生活関連等とあるので、どうですかという芦谷委員からの提案で入れたのですが。

(以下、自由討議)

芦谷委員

社会福祉協議会等を想定して社会福祉とか。福祉とかいっぱいあるでしょう。

柳楽委員長

一緒にするということですか。ただ、分野がそれぞれ……。

田畑委員

社会福祉協議会と一緒にできる部分と……。

芦谷委員

いやだから、社会福祉がいいと思ったのですよ。

村武委員
新開書記

でもそうなったら社会福祉だけ限定されてくるから。
このままで良いですか。

(「はい」という声あり)

澁谷委員

直してきなさい。それでまた考えよう。

3 その他

柳楽委員長

その他よろしいですか。

(「はい」という声あり)

以上で本日の福祉環境委員会は終了いたします。

(閉 議 14 時 53 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ⑩